

(仮称) 草津市立プール整備・運営事業

入札説明書

令和2年10月2日

草津市

目次

第1	入札説明書の位置付け	1
第2	事業の概要	2
1	事業内容に関する事項	2
(1)	事業名称	2
(2)	事業に供される公共施設等の種類	2
(3)	公共施設等の管理者の名称	2
(4)	事業目的	2
(5)	施設の概要	2
(6)	自由提案施設	2
(7)	事業方式	3
(8)	事業期間	3
(9)	事業範囲	3
(10)	利用形態	4
(11)	事業者の収入	5
(12)	市の収入	6
(13)	本事業の実施に関して遵守すべき法令等	6
(14)	事業期間終了時の施設性能	7
2	提案に関する条件	8
(1)	立地条件	8
(2)	施設構成	9
(3)	事業者が行う業務	10
(4)	業務の委託	10
(5)	事業計画に関する提案の条件	10
(6)	リスク管理の方針	10
第3	入札参加に関する条件等	11
1	入札参加者の備えるべき参加資格要件	11
(1)	入札参加者の構成等	11
(2)	入札参加者の参加資格要件（共通）	11
(3)	入札参加者の参加資格要件（業務別）	12
2	参加資格の確認等	14
第4	入札に関する事項	16
1	入札スケジュール	16
2	入札手続き	16
(1)	本入札に係る担当部局	16
(2)	入札説明書等に対する質問の受付、回答（第1回）（②・③）	17
(3)	参加表明書等（参加資格確認申請書を含む。）の受付（④）	17
(4)	入札参加資格確認結果の通知（⑤）	18

(5)	入札参加資格がないと認めた理由の説明請求受付	18
(6)	入札説明書等に対する質問（第2回）および自由提案事業に関する照会の受付、回答（⑥・⑦）	18
(7)	入札の辞退	19
(8)	入札提出書類（提案書・入札書）の受付（⑧）	19
(9)	入札価格の算定方法	20
(10)	予定価格	20
(11)	開札（⑨）	20
3	入札参加に関する留意事項	20
(1)	入札説明書等の承諾	20
(2)	費用負担	21
(3)	入札保証金	21
(4)	使用言語、通貨単位等	21
(5)	入札書類の取り扱い	21
(6)	資料の取扱い	21
(7)	入札の無効	21
(8)	入札の取りやめ等	22
第5	民間事業者の選定に関する事項	23
1	事業者の選定方法	23
2	選定委員会の設置	23
3	落札者の決定	23
(1)	審査事項	23
(2)	落札者の決定	23
(3)	審査結果および評価の公表	24
第6	落札者決定後の手続	25
1	基本協定の締結	25
2	SPC の設立	25
3	SPC 設立等の要件	25
4	契約保証金	25
(1)	整備期間	25
(2)	運営・維持管理期間	25
5	事業契約の締結等	26
(1)	事業契約の締結	26
(2)	契約内容	26
(3)	契約書の作成	26
(4)	契約書の作成費用	26
第7	法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援に関する事項	27
1	法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援	27

2	財政上および金融上の支援	27
3	その他の支援に関する事項	27
第8	その他	28
1	議会の議決	28
2	情報公開および情報提供	28
3	入札に関する問い合わせ先	28

第 1 入札説明書の位置付け

本入札説明書（以下「本書」という。）は、草津市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した（仮称）草津市立プール整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札（「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）により募集および選定するに当たり、公表するものである。

なお、次に示す別紙および別添資料は、本書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。従って、本事業の入札に参加しようとする者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札書類の作成に当たること。また、入札説明書等と、先に市が公表した「実施方針」「要求水準書（案）」および「実施方針・要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、「入札説明書等に関する質問に対する回答」によることとする。

○別紙

別紙 1 サービス購入料の構成および支払方法

別紙 2 モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法

○別添資料

別添資料 1 要求水準書

別添資料 2 落札者決定基準

別添資料 3 様式集

別添資料 4 基本協定書（案）

別添資料 5 事業契約書（案）

第2 事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 草津市立プール整備・運営事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

公園施設 (水泳プール他)

(3) 公共施設等の管理者の名称

草津市長 橋川 渉

(4) 事業目的

平成29年10月6日付けで、滋賀県(以下「県」という。)から県立スイミングセンターの代替機能を担うプール整備に係る支援市として選定されたことから、令和7年に開催予定の第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)の競技会場として、また、国スポ・障スポ後の施設利用を見据えて、「スポーツ環境の充実」「新たなにぎわいの創出」「スポーツ健康づくりの推進」の実現を図るための施設として、(仮称)草津市立プール(以下「本施設」という。)を整備することとした。

平成30年11月に策定した「(仮称)草津市立プール整備基本計画」においては、上記を基本方針として掲げ、本施設への導入機能、諸室構成、周辺施設との連携、効果的かつ効率的な事業手法等について検討を行った。

市は、本事業について、「PFI法」第2条第2項に規定する特定事業として実施し、事業期間全体を通して、民間の経営能力および技術的能力を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

(5) 施設の概要

本施設は「プール棟」および「外構」で構成され、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第244条に規定する「公の施設」として市民の利用に供する。

なお、市は本事業を実施する事業者を「地方自治法」第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

ア プール棟

プール施設、付属施設、管理・共用施設

イ 外構

駐車場、駐輪場 等

(6) 自由提案施設

事業者の任意の提案により実施する自由提案事業に伴う自由提案施設の整備、運

営・維持管理は、全て事業者の負担において実施すること。また、本事業の基本方針と合致し、整備計画地内に整備することにより、利用者の利用促進や利便性向上、市の財政負担の軽減に寄与するもので、本事業の事業計画に過度の影響を与えない施設とすること。

ただし、次の点に留意すること。

- ・原則として、整備計画地内にプール棟とは別に整備することとし、本事業終了時に容易に解体・撤去できる構造とすること。
- ・プール棟内に整備する場合は本施設に含むこととし、プール棟の所有権移転と同時に自由提案施設の所有権も無償で市に移転すること。

(7) 事業方式

事業者は、自らを本施設の原始取得者とし、本施設を整備した後、本施設を供用開始できる状態で、市に所有権を移転し、運営・維持管理を行う、BTO (Build Transfer Operate) 方式により、本事業を実施する。

(8) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア 整備期間

事業契約締結の日～令和6年5月末日（開業準備期間を含む。）

イ 運営・維持管理期間

令和6年6月1日～令和21年3月末日（14年10か月）

第1期：令和6年6月1日～令和8年3月末日

（国スポ・障スポが終了する年度末まで）

第2期：令和8年4月1日～令和21年3月末日

(9) 事業範囲

本事業の範囲は次のとおりとする。なお、業務内容の詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 本施設の整備（設計、建設）業務

(ア) 設計業務

- a 基本業務
- b 設計業務

(イ) 建設業務および工事監理業務

- a 基本業務
- b 建設工事（造成、外構整備等を含む。）
- c 工事監理業務
- d 器具・備品等調達設置業務

(ウ) 開業準備業務

- a 基本業務
 - b 事前広報、利用受付業務
 - c 施設予約システム整備業務
 - d 開館式典および内覧会等実施業務
 - e 開業準備期間中の本施設の運営・維持管理準備業務
 - f プール公認取得業務
- (エ) 本施設の引渡しおよび所有権移転に係る業務

イ 運営・維持管理業務

- (ア) 運営業務
- a 基本業務
 - b 利用受付業務
 - c 広報・情報発信業務
 - d 大会等開催支援業務
 - e にぎわい創出業務
 - f スポーツ健康づくり推進業務
 - g プール監視等業務
 - h プール公認更新業務
 - i 駐車場・駐輪場運営業務
 - j 周辺施設、関係団体等連携業務
 - k 物販コーナー等運営業務
 - l 自由提案事業
 - m 事業期間終了時引継業務
- (イ) 維持管理業務
- a 基本業務
 - b 建築物保守管理業務
 - c 建築設備保守管理業務
 - d 器具・備品等保守管理業務
 - e 外構等保守管理業務
 - f 清掃業務
 - g 警備業務
 - h 構内除雪業務
 - i 修繕・更新業務
 - j 植栽管理業務
 - k 環境衛生管理業務
 - l 事業期間終了時引継業務

(10) 利用形態

本施設の利用形態は、基本的に次のとおりとする。

ただし、利用者に受け入れられやすいことを前提に、時間帯による区分、季節による区分、年齢層による区分、平日・土日祝の区分、入場料徴収の有無等による区分、アマチュアスポーツの利用とそれ以外の利用による区分等、事業者による更なる細分化の提案を認める。

なお、利用形態の詳細や利用条件、利用料金の設定の考え方等については、要求水準書を参照すること。

ア 一般利用（個人・団体）

低廉な料金体系を前提とする県民、市民の生涯スポーツや健康づくりのための利用であり、「個人利用」と「団体利用」からなる。

(ア) 個人利用とは、個人利用者が当日の利用受付により、競技の練習や健康づくり等の目的で本施設の一般利用可能範囲を自由に利用できる利用形態である。

(イ) 団体利用とは、各種団体等の利用者が当日の利用受付や事前の予約受付により、競技の練習、合宿等の目的で本施設の一定範囲を自由に利用できる利用形態である。

イ 大会等専用利用

各種団体等の利用者が大会等の目的で、本施設の全部または一部を一定期間利用できる利用形態である。

ウ 事業者専用利用

事業者が本施設の全部または一部を利用して、スポーツ教室開催および自由提案事業を行うことができる利用形態である。

(11) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア 市が支払うサービス購入料

市は事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者から提供されるサービスの対価として、サービス購入料を支払う。

(ア) 整備業務の対価

本施設の整備（設計、建設）業務に要する費用（開業準備業務の対価を除く。）について、選定事業者の提案金額を基に、事業契約に従い事業者を支払う。

(イ) 開業準備業務の対価

本施設の整備業務に要する費用のうち、開業準備業務に要する費用について、選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を本施設の供用開始後に一括して事業者を支払う。

(ウ) 運営・維持管理業務の対価

本施設の運営・維持管理業務に要する費用（光熱水費および修繕・更新業務の対価を除く。）について、選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり各年度の四半期ごとに事業者を支払う。

(エ) 運営・維持管理業務に要する光熱水費

本施設の運営・維持管理業務に要する費用のうち、光熱水費に相当する費用について、「基準額」を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり各年度の四半期ごとに事業者を支払う。

(オ) 修繕・更新業務の対価

本施設の運営・維持管理業務に要する費用のうち、修繕・更新業務に要する費用（運営・維持管理期間の長期修繕計画に基づく修繕・更新費用）について、選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり各年度の四半期ごとに事業者を支払う。

イ 利用者から得る収入

(ア) 利用者から得る利用料金収入（第２期運営・維持管理期間）

第２期運営・維持管理期間において事業者が利用者から直接徴収する利用料金である。

※市は、事業者を本施設の指定管理者として指定し、第１期運営・維持管理期間においては利用料金を市の収入とし、第２期運営・維持管理期間においては利用料金を直接、事業者の収入とすることとする。利用料金については、市が提示した考え方を満たすことを条件として選定事業者が提案した料金体系をもとに、市が条例で定める。

(イ) 受講料・物販等収入

要求水準に基づいて開催されるスポーツ教室や物販コーナー等運営業務等により得られる収入である。

(ウ) 自由提案事業により得られる収入

自由提案事業の実施により得る収入である。

ウ その他収入

事業者が、本事業の目的に適合する範囲で市の事前の承諾を得て実施する業務により得られる広告収入等の収入である。

(12) 市の収入

本事業における市の収入は次のとおりである。

ア 利用者から得る利用料金収入（第１期運営・維持管理期間）

第１期運営・維持管理期間において、市が利用者から得る利用料金である。

イ ネーミングライツによる収入

市は、本施設にネーミングライツを導入する予定である。

ネーミングライツにより命名権者が支払う命名権料は市の収入とする。

(13) 本事業の実施に関して遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例、要綱、基準等を遵守すること。なお、本事業の実施に関して遵守すべき関係法令等は要求水準書を参照すること。

(14) 事業期間終了時の施設性能

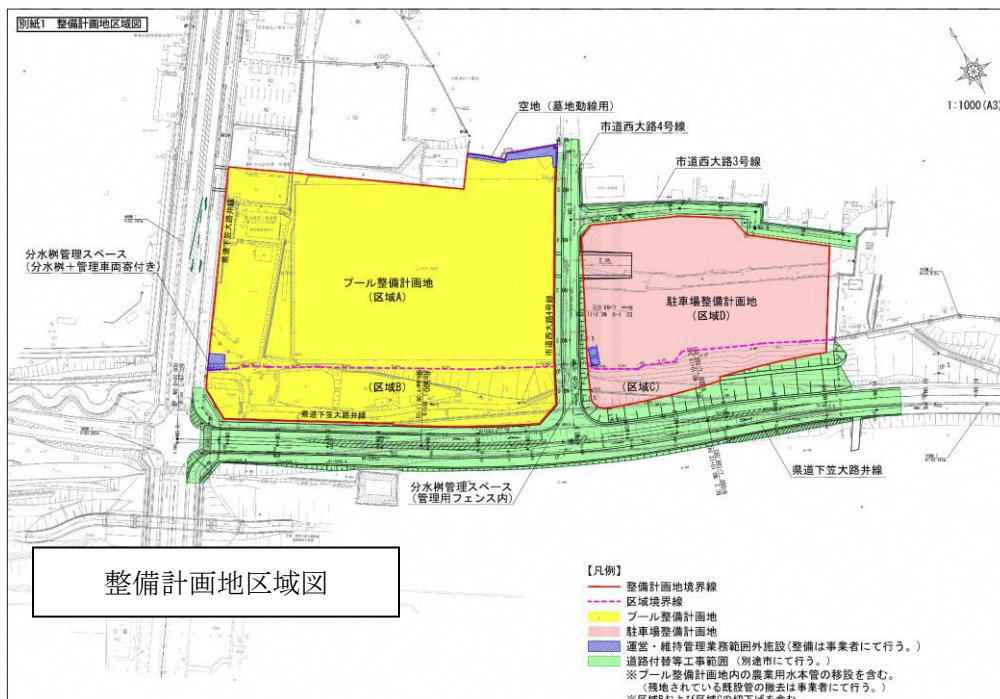
市は、事業期間終了後も本施設を継続して「公の施設」として供する予定である。事業者は、事業期間終了時において、本施設の全てが要求水準を満たす性能および機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引き継ぐこと。

2 提案に関する条件

(1) 立地条件

	整備計画地			
	プール整備計画地		駐車場整備計画地	
	区域 A	区域 B ※1	区域 C ※1	区域 D
所在地	滋賀県草津市西大路町外地先			
面積	約 13,700 m ²		約 6,000 m ²	
所有者	滋賀県 ※2、草津市			草津市
用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域		
防火指定	指定なし（「建築基準法」第 22 条指定区域）			
高度地区	指定なし			
景観計画	まちなかゾーン、幹線道路軸		まちなかゾーン	
屋外広告物	第 2 種許可地域 モデル地区	禁止地域 2		第 3 種許可地域
地区計画	草津駅西地区			
その他	「草津市都市公園条例」第 1 条の 4 の規定により建蔽率は 2% 以下 （（仮称）草津市立プールにあっては、+20%）			

※1、※2：道路区域に指定されており、別途市が実施する県道迂回路設置工事後、県有地の用地取得の手続きを進める予定



(2) 施設構成

ア 施設構成

基本的な施設構成については、次のとおりとする。

区分		概要
本施設	プール棟	プール施設 ○屋内 50mプール 水深 0m～3.0m（可動床・可動壁を整備すること。） ○飛込兼用屋内 25mプール 水深 0m～5.0m（可動床を整備すること。） ※飛込プールと屋内 25mプールをそれぞれ単独で整備することも可とする。 ○関連諸室 選手控室、会議室、医務室、器具庫 等
		付属施設 飛込ドライランド、トレーニングルーム、スタジオ、キッズスペース 等
		管理・共用施設 受付・事務室、応接室、中央監視室、設備室、倉庫、授乳室 等
	延床面積合計 13,500 m ² 程度	
	外構	駐車場、駐輪場 等
自由提案施設		事業者の任意の提案により、事業者の負担において整備する施設

※整備計画地内に整備できるプール棟の建築面積は 8,500 m²以内とする。

※プール棟以外の建築物の建築面積は 700 m²以内とする。

※自由提案施設をプール棟内に整備する場合は本施設に含む。

イ プールの公認取得

プールは「プール公認規則」に従い、次の公認を取得すること。

(ア) 屋内 50mプール

- a 公称 50m国内基準競泳プール（種別：国内一般プール・AA）以上
- b 公称 25m国内基準競泳プール（種別：国内一般プール・AA）以上（2面）
- c 国内基準公認水球プール以上
- d 国内基準公認アーティスティックプール以上

(イ) 飛込兼用屋内 25mプール

- a 国内基準飛込プール以上
- b 公称 25m国内基準競泳プール以上

※飛込プールと屋内 25mプールをそれぞれ単独で整備することも可とする。その場合、飛込プールにおいては国内基準飛込プール以上、屋内 25mプールにおいては公称 25m国内基準競泳プール以上の公認を取得すること。

(3) 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、第 2-1-(9)「事業範囲」および別添資料 1「要求水準書」に示すとおりとする。

(4) 業務の委託

事業者は、入札提出書類に示したとおりに構成員または協力企業に本事業の業務を委託または請け負わせるものとする。ただし、市の承諾を得た場合に限り当該入札提出書類に示していない第三者に業務を委託または請け負わせることができるものとする。

なお、第三者への業務の委託または請負は、全て事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用および損害は、その原因および結果のいかんにかかわらず、全て事業者が責任を負うものとする。

(5) 事業計画に関する提案の条件

本事業におけるサービス購入料の構成、算出方法および支払方法等は、別紙 1「サービス購入料の構成および支払方法」に示す。

(6) リスク管理の方針

ア 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、建設、および運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクおよび市と事業者の責任分担は、事業契約書に定めるものとする。

ウ 事業の実施状況のモニタリング

市は、要求水準を事業者が遵守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準および財務状況についてモニタリングを行う。モニタリングに必要な費用は原則として市が負担することとするが、事業者自らが実施するモニタリングにかかる費用や市が実施するモニタリングに必要な書類の作成等については、事業者の責任および費用負担により行うこととする。

モニタリングの方法、内容等については、別紙 2「モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法」に示す。

第3 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

本事業の入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者（以下「設計に当たる者」という。）、本施設の工事監理業務に当たる者（以下「工事監理に当たる者」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設に当たる者」という。）、本施設の運営業務に当たる者（以下「運営に当たる者」という。）、本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理に当たる者」という。）を含むこと。なお、同一の者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、同一の者、または資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

入札参加者のうち、仮契約の締結前までに、「会社法」（平成17年法律第86号）に定める株式会社として本事業を実施するに当たり設立する特別目的会社（Special Purpose Company：以下「SPC」という。）に出資を予定し、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「構成員」とし、SPCに出資をせず、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」、SPCに出資を予定するがSPCから直接業務を受託しないまたは請け負わない企業を「その他企業」として位置付け、参加表明書等の提出時に構成員、協力企業またはその他企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

入札参加者は、参加表明書等の提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

参加グループの構成員、協力企業およびその他企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

- (ア) 参加表明書等の提出締切日から提案書の提出締切日までの期間において「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」（平成14年6月1日制定）第2条および第3条または「草津市物品等の指名停止等に関する基準」（平成10年4月1日制定）第2条に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (イ) 「PFI法」第9条の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- (ウ) 「地方自治法施行令」第167条の4に規定する者に該当する者でないこと。
- (エ) 「会社法」に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (オ) 「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

- (カ) 「会社更生法」(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (キ) 手形交換所における取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (ク) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税および草津市税を滞納していない者であること。
- (ケ) 「草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱」(平成 13 年草津市告示第 189 号)第 2 条第 2 項に該当する者でないこと。
- (コ) 市が本事業において、アドバイザー業務を委託している次の者と資本面もしくは人事面で関係のある者が参加していないこと。
 - a パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - b パシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託しているアンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (サ) 本事業に係る他の参加グループの構成員、協力企業またはその他企業として参加していないこと。
- (シ) (仮称)草津市立プール整備・運営 P F I 事業者等選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面で関係のある者でないこと。
- (ス) 市が出資する団体またはその団体と資本面もしくは人事面で関係のある者でないこと。

(3) 入札参加者の参加資格要件(業務別)

設計、工事監理、建設、運営および維持管理の各業務に当たる者は、上記(2)の要件の他にそれぞれ次の要件についても満たすこと。

なお、市では定期の競争入札参加資格確認を受けていない者に対して、別途、本入札への参加のみに有効となる競争入札参加資格確認を受け付ける予定である。当該参加資格確認を希望する者は、次の手続きに従って申請を行えば、令和 2 年 10 月 16 日までに市は参加資格の有無について回答する。

- a 受付期間：令和 2 年 10 月 2 日から令和 2 年 10 月 8 日
- b 受付窓口：草津市建設部プール整備事業推進室
- c 申請書類等：詳細は別途、市ホームページで公表する。

ア 設計に当たる者

- (ア) 「建築士法」(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 令和 2 年度(2020 年度)の市が発注するコンサルタント業務等に関する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。または、令和元年度に実施した(仮称)草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認を受けた者もしくは、

令和2年度に実施する（仮称）草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認を受けた者であること。

- (ウ) 平成17年4月1日以降に完成引渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの実績を有していること。なお、共同企業体の構成員としての実績を含むものとする。また、本実績は、設計に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。
 - a 25m以上の屋内公認プール施設の実施設設計実績
 - b 延床面積 5,000 m²以上の屋内スポーツ施設（体育館等のアリーナ部分を有するもの。）の実施設設計実績

イ 工事監理に当たる者

工事監理に当たる者はアの設計に当たる者と同様の要件を満たすこと。

ウ 建設に当たる者

- (ア) 「建設業法」(昭和24年法律第100号)第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- (イ) 令和2・3年度(2020・2021年度)の市が発注する建設工事に関する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。または、令和元年度に実施した（仮称）草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認を受けた者もしくは、令和2年度に実施する（仮称）草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認を受けた者であること。
- (ウ) 参加表明書等の提出締切日において、「建設業法」の規定に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果における総合評定値が1,500点以上である者を必ず含むこと。なお、この要件は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいこととする。
- (エ) 平成17年4月1日以降に元請として完成引渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの施工実績を有していること。なお、この実績は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
 - a 25m以上の屋内公認プール施設の建築工事の施工実績
 - b 延床面積 5,000 m²以上の屋内スポーツ施設（体育館等のアリーナ部分を有するもの。）の建築工事の施工実績

エ 運営に当たる者

平成17年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の運営実績を有していること。なお、この実績は、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいこととする。

オ 維持管理に当たる者

- (ア) 令和2年度(2020年度)の市が発注するビルメンテナンス、保安警備等に関する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。または、令和元年度に

実施した（仮称）草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認を受けた者もしくは、令和2年度に実施する（仮称）草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認を受けた者であること。

- (イ) 平成17年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の維持管理実績を有していること。なお、この実績は、維持管理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいこととする。

2 参加資格の確認等

- (ア) 参加資格確認基準日は、参加表明書等の提出締切日とする。
- (イ) 資格確認通知を受けた入札参加者の構成員、協力企業およびその他企業のいずれかが、参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、「第3-1-(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。
 - a 入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業またはその他企業を補充し、様式2-8「構成員等変更承諾願」を提出した上で、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。なお、補充する構成員、協力企業またはその他企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠いた日とする。
 - b 構成員、協力企業またはその他企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業を除く構成員、協力企業およびその他企業ですべての参加資格等を満たすことを市が認めたとき。
- (ウ) 提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員、協力企業またはその他企業のいずれかが、「第3-1-(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
 - a 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業またはその他企業を補充し、様式2-8「構成員等変更承諾願」を提出した上で、市が参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員、協力企業またはその他企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠いた日とする。
 - b 構成員、協力企業またはその他企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格

- 要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業を除く構成員、協力企業およびその他企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。
- (エ) 落札者決定日の翌日から基本協定締結までの間、落札者の構成員、協力企業またはその他企業のいずれかが、「第 3-1-(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は落札者と基本協定を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、落札者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
- a 落札者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業またはその他企業を補充し、市が参加資格等を確認および設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、この場合の補充する構成員、協力企業またはその他企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格を欠いた日とする。
- b 構成員、協力企業またはその他企業が複数である落札者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業を除く構成員、協力企業およびその他企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。
- (オ) 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成員、協力企業またはその他企業のいずれかが、「第 3-1-(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、落札者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
- a 落札者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業またはその他企業を補充し、市が参加資格等を確認および設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、この場合の補充する構成員、協力企業またはその他企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格を欠いた日とする。
- b 構成員、協力企業またはその他企業が複数である落札者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業を除く構成員、協力企業およびその他企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

第4 入札に関する事項

1 入札スケジュール

募集および選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

日程（予定）	項目
令和2年10月2日	①入札公告および入札説明書等の公表
令和2年10月2日 ～10月8日	②入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
令和2年10月中旬 （回答が整い次第）	③入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）
令和2年10月22日 ～10月27日	④参加表明書（参加資格確認申請書を含む。）の受付
令和2年11月2日	⑤参加資格確認結果通知発送
令和2年11月4日 ～11月10日	⑥入札説明書等に関する質問の受付（第2回） 自由提案事業に関する照会の受付
令和2年11月中 （回答が整い次第）	⑦入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）
令和2年12月23日 ～12月24日	⑧入札提出書類（提案書・入札書）の受付
令和2年12月28日	⑨開札
令和3年1月中	⑩入札参加者ヒアリング
令和3年2月上旬	⑪落札者の決定・公表
令和3年2月中旬	⑫基本協定の締結
令和3年3月下旬	⑬仮契約の締結
令和3年4月下旬	⑭事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

2 入札手続き

(1) 本入札に係る担当部局

草津市建設部プール整備事業推進室

住所：〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号（草津市役所7階）

電話：077-561-6807

FAX：077-561-2489

E-mail：pool@city.kusatsu.lg.jp

草津市ホームページ：http://www.city.kusatsu.shiga.jp/index.html

本事業ポータルサイト：

http://www.city.kusatsu.shiga.jp/bunka/sports/shisetsu/kusatu-pool-pfi/index.html

(2) 入札説明書等に対する質問の受付、回答（第1回）（②・③）

本事業に参加を希望する民間企業からの入札説明書等に対する質問を、次のとおり受け付ける。

- (ア) 受付期間 令和2年10月2日（金）～10月8日（木）16：00まで
- (イ) 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、様式1-1「入札説明書等に関する質問書（第1回）」に記入の上、電子メールにて提出すること。また、件名に「入札説明書質問（第1回）」と表記すること。
- (ウ) 提出先 (1)のとおり
- (エ) 回答方法 令和2年10月中旬（回答が整い次第）に市ホームページで公表する予定である。
なお、電話および口頭での回答等個別には対応しないこととする。

(3) 参加表明書等（参加資格確認申請書を含む。）の受付（④）

参加希望者は、参加表明書および資格確認に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、この入札に参加する者に必要な資格の有無について確認を受けること。

なお、参加表明書等を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (ア) 受付期間 令和2年10月22日（木）～10月27日（火）16：00まで
※持参の場合は8:30～16:00まで
(ただし、12:00～13:00までの時間帯を除く。)
- (イ) 提出方法 持参または郵送により提出すること。
郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、(ア)の受付期間内に必着とすること。

(ウ) 提出書類

提出物	部数
①参加表明書（様式2-1）	正1部、写し3部
②参加資格確認申請書（様式2-2）	
③構成員・協力企業・その他企業一覧表（様式2-3）	
④委任状（代表企業）（様式2-4）	
⑤委任状（復代理人）（様式2-5）	
⑥入札参加者の参加資格要件（共通）確認書（様式2-6）	
⑦各業務に当たる者の実績等を証する書類（様式2-7）	
⑧上記様式に添付する資料	
⑨納税証明書※	原本1部

※納税証明書は、令和元年度および令和2年度において本事業についてのみ実

施した（仮称）草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認の結果、資格ありと認定された者のみが提出すること。（第3-1-(3)に示す市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者および運営に当たる者は提出不要。）

(エ) 提出先 (1)のとおり

(4) 入札参加資格確認結果の通知 (⑤)

入札参加資格確認の結果は、令和2年11月2日（月）までに代表企業に対して通知を発送する。

(5) 入札参加資格がないと認められた理由の説明請求受付

入札参加資格がないと認められた入札参加者の代表企業は、次のとおりその理由について書面（任意様式。ただし、代表企業印を要する。）により市に説明を求めることができる。

(ア) 受付期間 令和2年11月4日（水）～11月10日（火）16:00まで

※持参の場合は8:30～16:00まで

（ただし、12:00～13:00までの時間帯、土曜日および日曜日を除く。）

(イ) 提出方法 持参または郵送により提出すること。

郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、(ア)の受付期間内に必着とすること。

(ウ) 回答 説明請求に対する回答は、令和2年11月17日（火）までに代表企業に対して書面により通知する。

(6) 入札説明書等に対する質問（第2回）および自由提案事業に関する照会の受付、回答 (⑥・⑦)

参加資格者からの入札説明書等に対する質問および自由提案事業に関する照会を、次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間 令和2年11月4日（水）～11月10日（火）16:00まで

(イ) 提出方法

a 質問書 質問の内容を簡潔にまとめ、様式1-2「入札説明書等に関する質問書（第2回）」に記入の上、電子メールにて提出すること。なお、質問書のみを提出する場合は、件名に「入札説明書質問（第2回）」と表記すること。

b 照会書 自由提案事業の提案がある場合は、照会内容を簡潔にまとめ、様式3「自由提案事業に関する照会書」に記入の上、質問書と同じ電子メールにて提出すること。なおこの場合、件名には「入札説明書質問（第2回）および自由提案事業に関する照会」と表記すること。

(ウ) 提出先 (1)のとおり

(エ) 回答方法

- a 質問書 令和2年11月中（回答が整い次第）に、市ホームページで公表する予定である。ただし、質問者および提案者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは、公表しない場合がある。
- b 照会書 令和2年11月中（回答が整い次第）に、照会したグループの代表企業に対し、照会された自由提案事業に関する照会内容へ個別に回答する予定である。なお、市が回答に先立ち、照会内容について質問・確認等を行う場合がある。

(7) 入札の辞退

参加資格の確認を認められた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、様式4「入札辞退届」を郵送または持参により提出すること。郵送の場合は、配達記録が残る方法によること。

(8) 入札提出書類（提案書・入札書）の受付 ⑧

参加資格者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類を次のとおり提出すること。

- (ア) 受付期間 令和2年12月23日（水）～12月24日（木）16：00まで
※持参の場合は、事前に電話連絡の上、持参時間を調整すること。
- (イ) 提出方法 持参または郵送（配達記録が残る方法に限るものとし、令和2年12月24日（木）までに必着すること。）によるものとする。
- (ウ) 提出先 (1)のとおり
- (エ) 提出書類

提出物	部数
①入札書類提出届（様式5-1）	正1部、副2部
②要求水準に関する誓約書（様式5-2）	
③企業名対応表（任意様式）	
④入札書（様式6）	1部
⑤事業実施に関する提案書（様式7～7-14）	正1部、副20部
⑥施設整備に関する提案書（様式8～8-6）	
⑦運営・維持管理に関する提案書（様式9～9-8）	
⑧図面集（様式10～10-4）	
⑨概要版（任意様式）	3部
⑩上記①～⑨を記録した電子データ（CD-R等）	

- (オ) ヒアリングの実施 提案内容の評価においては、入札参加者に対してヒアリング（提案内容の説明や質疑応答）を実施する。実施時期等の詳細は、入札参加者に対して、別途案内する。また、提案内容を確認するため、必要に応じて、市が入札参加者に文書で質

問し、回答を受けることを想定している。この場合、入札参加者からの回答については、提案内容に含むものとする。

(9) 入札価格の算定方法

市が支払うサービス購入料の合計を入札価格とすること。入札価格の算定方法等については別紙1「サービス購入料の構成および支払方法」および別添資料5「事業契約書(案)」を参照すること。

(10) 予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

なお、光熱水費（サービス購入料D）については、下記金額を基準額とすることから本入札に当たっては、サービス購入料Dを下記金額として提案を行うこと。

13,651,550,000円（消費税および地方消費税の額を含まない。）

うち光熱水費 令和6年度 74,680,000円

（消費税および地方消費税の額を含まない。）

令和7年度以降 89,615,000円／年

（消費税および地方消費税の額を含まない。）

(11) 開札 (㊸)

ア 開札日時

令和2年12月28日（月）14:00

イ 開札場所

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市役所6階 601会議室

ウ 開札方法

入札参加者立ち合いの上、実施する。代理人が立ち会う場合は、委任状（様式2-5）を提出すること。委任状の提出がない場合は、開札に立ち会うことができない。なお、入札参加者または代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関与しない本市職員を立ち合わせる。

市は、入札書の開封時において、入札参加者が提出した入札書の入札金額が予定価格を超えていないか確認し、予定価格を超えた場合は、失格とする。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

3 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等の内容を承諾したものとみなす。

(2) **費用負担**

入札に伴う費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(3) **入札保証金**

入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

(4) **使用言語、通貨単位等**

入札において使用する言語は日本語、単位は「計量法」(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) **入札書類の取り扱い**

ア 著作権

事業提案書の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、市は、本事業の公表時および市が必要と判断した場合には、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の入札結果の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法および維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が負うこととする。

(6) **資料の取扱い**

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁じる。

(7) **入札の無効**

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加の資格のない者のした入札
- (イ) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (ウ) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (エ) 入札保証金または保証金に代わる担保を納付または提供しない者または不足する者のした入札
- (オ) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (カ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (キ) 同一入札について、他人の代理を兼ねた、または2通以上の入札書を提出した者の入札

(ク) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(ケ) その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

第5 民間事業者の選定に関する事項

1 事業者の選定方法

ア 基本的な考え方

本事業は、設計、建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効果的かつ効率的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要がある。

このことから、落札者の選定に当たっては、設計、建設、運営・維持管理の事業計画における業務遂行能力、経営能力、地域の活性化への配慮および市の財政負担の軽減等を評価する。

イ 選定の方法

本事業における落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行う予定である。

2 選定委員会の設置

落札者の選定に当たり学識経験者等で構成される（仮称）草津市立プール整備・運営PFI事業者等選定委員会を設置する。

選定委員会の委員は次のとおりとし、審査の公平性を確保するため、本事業の内容に関して委員に対する接触を禁止する。

（敬称略、委員長および副委員長を除き五十音順）

区分	氏名	所属機関
委員長	植田 和男	特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会 会長兼理事長
副委員長	岡本 直輝	立命館大学スポーツ健康科学部 教授
委員	澤 弘宣	滋賀県水泳連盟 理事長
委員	武智 順子	弁護士法人御堂筋法律事務所 弁護士
委員	中川 美雪	中川美雪公認会計士事務所 代表 公認会計士
委員	中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科 教授
委員	原 陽一	滋賀県障害者スポーツ協会 副会長

3 落札者の決定

(1) 審査事項

審査事項は、別添資料2「落札者決定基準」に示すとおりとする。

(2) 落札者の決定

審査は、資格確認審査と提案審査の二段階に分けて実施する。選定委員会は、提案内容の評価点および価格の評価点の合計点を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提

案を最優秀提案者として選定する。市は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。詳細については、別添資料2「落札者決定基準」を参照すること。

(3) 審査結果および評価の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知し、あわせて市ホームページで公表する。

第6 落札者決定後の手続

1 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、別添資料4「基本協定書（案）」に基づき基本協定を市と締結しなければならない。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しないもしくは事業者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続きを行う場合がある。

2 SPCの設立

落札者は基本協定に従い、仮契約の締結前までに本事業を実施するSPCを設立し、市はSPCと事業契約（仮契約）を締結する。仮契約は、市議会の議決を経て、本契約となる。

3 SPC設立等の要件

SPCの法人登記上の本店の所在地は草津市とすること。また、落札者の構成員によるSPCへの出資比率の合計は2分の1を超えることとし、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

※「出資比率」とは、株式会社の資本金額に対して、出資する金額の割合をいう。

4 契約保証金

事業者は市に対して、次のとおり契約保証金を納付するものとする。

(1) 整備期間

事業者は、本事業契約の仮契約の締結日までに、サービス購入料Aおよびサービス購入料Bの総額に、当該金額に係る消費税および地方消費税を加算した金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

契約保証金の納付に代わる担保の提供または契約保証金の免除については、別添資料5「事業契約書（案）」による。

(2) 運営・維持管理期間

事業者は、運営・維持管理業務期間の開始日までに、一事業年度分のサービス購入料C、サービス購入料Dおよびサービス購入料Eの総額に係る消費税および地方消費税を加算した金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

契約保証金の納付および契約保証金の納付に代わる担保の提供または契約保証金の免除については、別添資料5「事業契約書（案）」による。

5 事業契約の締結等

(1) 事業契約の締結

市は、基本協定に基づき選定事業者が設立した SPC と本事業についての仮契約を締結する。

仮契約は、当該契約に関する議案および指定管理者の指定に関する議案が市議会の議決を経た場合に本契約となる。

(2) 契約内容

事業契約書において、事業契約を締結する事業者が遂行すべき業務内容、サービス購入料の算出方法、支払方法、損害賠償等を定める。

(3) 契約書の作成

市と SPC は、別添資料 5「事業契約書（案）」に基づき、事業契約書を作成するものとする。事業契約書の作成においては、市と SPC との間で協議を行うものとする。

(4) 契約書の作成費用

事業契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代その他契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

第7 法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援に関する事項

1 法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上および金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上および金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

市が支払うサービス購入料の一部には、国・県等の財政支援措置および地方債等をもって充てることを想定している。事業者は、市の申請手続き等に協力することとする。

第8 その他

1 議会の議決

本事業の実施に係る議案の定例市議会への提出予定は次に示すとおりである。

事業契約に関する議案	令和3年4月臨時議会
指定管理者指定に関する議案	
「都市公園条例」の改正に関する議案 (利用料金の設定)	

2 情報公開および情報提供

情報提供は、適宜、市のホームページにおいて行う。

3 入札に関する問い合わせ先

草津市建設部プール整備事業推進室

住所：〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

電話：077-561-6807 FAX：077-561-2489

E-mail：pool@city.kusatsu.lg.jp

草津市ホームページ：<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/index.html>

本事業ポータルサイト：

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/bunka/sports/shisetsu/kusatu-pool-pfi/index.html>